

第六十八回国会 参議院社会労働委員会会議録第三号

昭和四十七年三月十日(金曜日)
午後一時十四分開会

委員の異動

一月二十九日

補欠選任

杉山善太郎君

横川 正市君

辞任

和田 静夫君

藤原 道子君

二月二十二日

辞任

小笠原貞子君

須藤 五郎君

三月七日

辞任

須藤 五郎君

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中村 英男君

鹿島 俊雄君

高田 浩運君

大橋 和幸君

小平 芳平君

上田 稔君

上原 正吉君

川野辺 静君

玉置 和郎君

徳永 正利君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

須原 昭二君

国務大臣

厚生 大臣

労働 大臣

政府委員

厚生大臣官房長

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房會計課長

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁医療保険部長

社会保険庁年金保険部長

労働大臣官房長

労働大臣官房會計課長

労働省労働局長

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長

労働省職業訓練局長

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○社会保険制度等に関する調査(厚生行政の施策に関する件)

○昭和四十七年度厚生省関係予算に関する件(労働問題に関する調査)

○労働行政の施策に関する件(昭和四十七年度労働関係予算に関する件)

○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

社会保険制度等に関する調査を議題とし、まず厚生行政の施策について、斎藤厚生大臣から所信を陳述いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤厚生大臣) 第六十八回国会における、社会労働委員会の御審議に先立ちまして、厚生行政について所信の一端を申し述べたいと存じます。

昨年は、円の切り上げ、景気停滞など内外経済は大きな試練に遭遇いたしましたのでありますが、一方国民各層の間に次第に高まってまいりました福祉優先の声は、蓄積した経済力を社会資本への投資と福祉向上に充てるべきであるという政治の基本姿勢としてとらえられるに至っております。

このような時代の転機にあたりまして、厚生省といたしましては、行政各般にわたり思い切った改善措置を講ずるとともに、戦後定着をみて久しい諸制度につきましてもこの際その基本的な立て方から見直しを行ない、将来にわたって国民生活の安定と向上がはかれるように総力を傾ける所存でございます。

明年度予算案の編成にあたりましては、このような立場から私としましては微力を尽くしたところでございますが、国民の健康の確保と福祉の向上を求める国民的な支援のもとに、厚生省予算は前年度に比しまして実に二三％増、一兆六千億円に達する額を確保できる見通しでございます。以下、当面の主要課題について申し述べることといたします。

第一は、福祉関係予算の飛躍的な拡充であります。その中でも最も重点を置きましたのは、今日緊要の課題となっております老人福祉対策であります。

まず、最も受給者が多く緊急性の高い福祉年金につきましては老齢福祉年金を千円増の月額三千三百円といたしましたのはじめ、障害福祉年金、母子、準母子福祉年金につきましても、かつて例をみない大幅な引き上げをはかり、扶養義務者の所得制限につきましても緩和をはかりました。

また、拠出制国民年金につきましても、昨年の厚生年金における応急措置にならない、引き上げをはかることといたしております。

なお、高齢人口が急速に増加しております今日、真に老後を託するに足る年金を目ざし、より一そう所得保障の実をあげますために、厚生年金につきましては昭和四十九年に、国民年金につきましては昭和五十年にそれぞれ予定されている財政再計算を繰り上げて実施することを含め、本格的な制度改善の検討を急ぐことといたしております。

次に、かねてからの懸案でありました老人医療費の軽減につきましては、医療保険の自己負担分を公費で肩代りすることによりその無料化をはかるべく老人福祉法の一部改正を提案いたしております。

このほか、税制面における高齢者控除の創設、

ひとり暮らしの老人、寝たきりの老人に対する施策につきましても新たなふりこをこらし、長い間社会発展のいしずえとなつてこられました老人に対し、国家として物心両面にわたる思い切った配慮をいたしました。

また、立ちおくれの著しい社会福祉施設の整備につつましては、引き続き大幅な増額をはかるとともに、社会福祉施設で働いておられる職員の方々の定数増や処遇の改善につつましてあわせて大幅な増額をはかったほか、心身障害児、若対策をはじめとして社会福祉施設全般の充実をはかることといたしました。

この結果、明年度の社会福祉費は前年度に比し三七・五%の増額となっております。

第二に、日々の健康を守る上においてゆるがせにできない医療保険制度についてであります。

政府管掌健康保険の財政は、依然として悪化の一途をたどっており、今回の医療費改定による影響等を考慮いたしますと昭和四十七年度末におきましては三千億円をこえる累積赤字をかかえることとなります。被用者保険の中核である政府管掌健康保険の財政がこのように安定を欠いたままでは、抜本改正への円滑な移行に重大な支障を来たすものと考えまして、昭和四十七年度におきましては何よりもまずこのような事態の解決をはかることとし、標準報酬の上下限の改定、保険料率の引き上げ、賞与についての特別保険料の徴収、国庫補助の定率化等と内容とする健康保険法一部改正案を提案をし、御審議願うこととしております。

さらに、懸案の医療保険制度の抜本改正につつましては、給付、負担の両面にわたつて格差、不均衡を是正しつつ、いよいよ重要性を増してまいりました国民医療の確保の観点から、医療保険の一層の充実発展をはかるため、制度改革の具体案を策定し、昭和四十八年度実施を目標として国会に法案を提案いたし、御審議願う所存でございます。

第三に、国民の健康に対する関心は日増しに高

まり、制度のあり方につつまして幅広く見直すべきであるという声が強まっております。さきに述べました医療保険制度の抜本改正はもとより、その前提となるべき医療の確保がいまほど強く求められていくときはありません。また、将来にわたつて国民の健康を守るためには、単に疾病の治療にとどまらず、包括的な予防体制、さらに一歩を進めて健康の増進など幅広い立場からの検討を行ない、時代の要請に即応した医療を確立する体制をつくる必要であると考えます。今国会に医療基本法案を提出することといたしてありますものこのような考え方に基づくものでござい

ます。また、同様の考え方に立つて、新たにモデル的な健康増進センターを設置することにより国民の健康増進を目ざし、また、これまで手を差し伸べられることの少なかつた特定疾患対策につつまして機構の整備、治療研究の積極的な推進をはかり、人工じん臓対策として治療費の負担等の措置を講ずることとしました。

さらに、従来から毎年充実をはかつてまいりました成人病予防、僻地医療、救急医療、看護婦等医療関係者の充足などに対する施策を一層充実させたところとでございます。

以上のほか、国民の生活環境の整備改善等の問題につつましては、激増するごみに対する施策として、廃棄物処理施設緊急整備計画を策定し、その計画的な拡充をはかることとしており、食品、医療品の安全確保の問題につつましても、調査研究を深めるとともに、特に食品につつましては規制の強化をはかるため食品衛生法の一部改正案を提案をいたしてあります。

最後となりましたが、国民がこぞって待ち望んでおりました沖縄の復帰がいよいよ本年五月十五日に実現することと相なりました。

復帰後の県民生活の面で十分に本土並みの水準が確保されますよう、厚生省といたしましては格段の努力をいたしてまいり所存でございます。そのための所要の予算措置を講じているところでござ

います。

以上申し上げました事項のほか、厚生省が解決すべき課題は山積いたしました。そのいづれをとりましても、国民一人一人の日々の生活に深くかかわりのあるところでございすので、一件一件迅速に、かつ確実に処理し、国民の期待にこたえる覚悟でございます。

各位の御指導、御鞭撻を重ねてお願いを申し上げます。次でございす。

○委員長(中村英男君) 次に、昭和四十七年度厚生省関係予算につつまして政府から説明を聴取いたします。福田会計課長。

○政府委員(福田勲君) お手元に配布いたしました資料に基づきまして、昭和四十七年度厚生省所管予算案の概要を御説明申し上げます。

昭和四十七年度要求額は一兆五千九百七十五億円でございまして、対前年度増加額は二千九百八十五億円、伸び率は二三・三%でございます。

一ページをおかけ願います。主要経費別要求額でございますが、社会保障関係費、これは労働省所管の失対費あるいは農林省所管の社会保険費を除きまして一兆五千二百四十六億円でございます。一、二・七%の伸びでございます。この中で特に社会福祉費は一三・七・五%の伸びを示しております。その他の主要経費といたしましては、公共事業関係費のうち生活環境施設整備費が一六・五・八%の伸びに相なっております。

二ページに進ましていただきます。主要事項について申し上げますと、生活保護費でございますが、前年度に比しまして五百九十七億円の増でありまして、内容は備考に書いてございすように、生活扶助基準の一四%引き上げ、これによりまして標準四人世帯の月額は一級地におきまして四万四千三百六十四円と改定になる予定でございます。なお、そのほかの教育扶助基準及び葬祭扶助基準についても所要の改定を加えております。次に、社会福祉施設整備費でございますが、四

十六年度八十三億円に對しまして四十七年度要求は百二十億円でございます。三十七億円の増になつております。寝たきり老人あるいは重度心身障害児の施設や保育所等緊急に必要な施設に重点を置いて整備する予定でございます。

次に、社会福祉施設処遇改善費でございますが、職員等の処遇改善につつましては毎年相当の改善を加えておりますが、四十七年度に特に重点を置いたものの一つでありまして、百三十五億円を計上いたしております。内容につつましては三ページから五ページまでにございす。三ページのうち職員の給与の改善といたしましては、寮母等直接入所者の処遇に従事する職員の特殊性にかんがみまして給与改善及び雇用人の給与引き上げ、民間施設職員に対する給与の格差是正を行なうため六十二億円を計上いたしてあります。

さらに、職員定数増といたしまして二十億円を計上いたしてあります。

六ページにまいりまして、老人福祉対策費でございますが、四十七年度予算案の最重点の一つとして計上いたしてありますが、六ページから八ページまで内容を記載しております。六ページにおきましては老齢福祉年金の改善といたしまして千六十一億円を計上いたしてあります。このうち改善分は百六十三億でございます。年金額の引き上げは老齢福祉年金におきましては月額千円、その他扶養義務者等所得制限の緩和、恩給等との併給制限の緩和等を考へておるところでございます。

次に、老人医療対策費でございますが、新規施策といたしまして九十六億円を計上いたしてあります。これは七十歳以上の老人の被用者保険及び国民健康保険の自己負担分を公費負担するためのものでございまして、いわゆる老人医療の無料化でございます。国庫負担といたしまして四十八年一月実施で九十六億円でございます。

その次の、老人一般福祉対策費でございますが、前年度二百二十七億円を三百三億円、七十六億円の増でございます。

七ページにまいりまして、おもなものを申し上げますと、一番の老人家庭奉仕事業費でございますが、これは老人の家庭奉仕のための手当月額二万三千九百円を三万七千円に増額いたしております。さらに、二番目の②でございますが、介護人につきましては三千四百人を五千七百二十五人と増員をはかっているところでございます。さらに、一番下の老人クラブ助成費、これは七万クラブを八万五千七百七十五クラブに増設するといふように、月額千五百円から二千五百円に増額をはかっているところでございます。

八ページにまいりまして、心身障害児・者対策費でございますが、一三ページまででございます。総額で申し上げますと、六百十四億円でございまして、百三十六億円の増を計上いたしているところでございます。

まず第一、心身障害児対策費といたしましては、主として心身障害児研究費一億円を三億円にいたしております。通園事業助成費あるいは重度障害児の日常生活用具給付費を新たに計上しているところでございます。

九ページにまいりまして、育成医療費といたしまして新たに後天性心臓障害及び人工じん臓のいわゆる人工透析医療等に対しまして新規に予算を計上いたしているところでございます。

一〇ページにまいりまして、在宅盲導等重度障害児集団療育事業助成費六百万円でございますが、あるいは特別児童扶養手当につきましては福祉年金の増額に見合った手当額の引き上げ及び新たに障害児の拡大といたしまして、重度の精神障害児、内部障害児、併合障害児等にも特別児童扶養手当を支給する道を開いたところでございます。

一一ページにまいりまして、精神薄弱児対策費でございますが、一一ページの一番下のおとなの身体障害者対策とともに従前の施策のおおむね拡充でございますが、新たにふえましたのは一ページの一番下にございまして更生医療給付費といたしまして、後天性心臓の手術費とともに一二

ページの一番上の人工透析医療費を新たに計上したところでございます。

それから、一二ページの一番最後でございますが、社会適応訓練事業費といたしまして盲導人家庭生計訓練あるいは言語障害者発声訓練等のいわゆる社会訓練事業に対しまして新規に補助することになったところでございます。

一三ページの一番最後でございますが、障害福祉年金につきましても、月額三千四百円から五千円に増額をはかっているところでございます。

一四ページにまいりまして、民間社会福祉事業育成費でございますが、三十三億円でございまして、これは備考欄にございまして、社会福祉協議会の職員給与のベースアップ、職員増及び2の心配ごと相談所の増設及び民生委員定数を十二万五千人から十六万人に増員いたしております。

なお、7の社会福祉施設職員の退職手当共済制度の改善等が中心になっているところでございます。

一五ページにまいりまして、同和対策でございますが、同和対策といたしまして四百二十九億の四十六年度予算に對しまして、四十七年度要求は六百二十九億と相なっております。これは生活環境を改善するための施設の整備あるいは障害事業の推進等、施策の充実をはかることにしております。その中の一番おもなものがいわゆる1の施設整備費でございます。二十億円の増をはかっているところでございます。

一六ページにまいりまして、母子等福祉対策費でございますが、八十二億を計上いたしております。児童扶養手当につきましては、母子福祉年金の改善と並びまして、月額千四百円の引き上げでございます。これを中心にする改善をはかりま

とともに、寡婦福祉貸付補助金につきましては、一億五千万円を増額計上申し上げているところでございます。さらに、新規といたしましては、母子及び寡婦家庭の自立促進対策といたしまして、家庭奉仕員等養成経費を計上いたしているところ

でございます。

一七ページにまいりまして、児童の健全育成対策でございますが、六百七十七億を計上いたしております。百五十二億円の増でございます。内容といたしましては、保育対策費と家庭児童育成対策費に分類しておりますが、そのうち保育所措置費につきましても、措置児童数の増加に対応いたしまして、四十六年度に引き続き措置児童数の増加をはかることといたしております。さらに、児童館につきましても、個所数をふやし、単価をふやしているところでございます。

一八ページにまいりまして、母子保健対策費でございますが、十六億円でございまして、二億円の増でございます。内容といたしましては、従前の施策の充実強化でございます。特に小児医療センターにつきましても、昨年に引き続き一カ所をさらに整備することになったところでござい

ます。

一九ページにまいりまして、医療保険対策でございますが、これは大臣の所信表明にございまして、たより、内容といたしまして、国庫補助の五〇の定率化を中心としたしまして組んでいくところでございます。

次の国民健康保険助成費につきましては、四千八百九十一億円でございまして、四十六年度予算より六百七十二億円の増でございます。その大部分は1の療養給付補助金あるいは3の財政調整交付金、合わせまして四割五分の補助金でございますが、そのほかは事務費の単価引き上げ、あるいは保健婦に対する国庫補助の大幅な引き上げ、なお、その次のページの国保組合の臨時調整補助金を九億を二十五億に増額いたしました内容等でございます。

二〇ページにまいりまして、児童手当でございますが、四十六年度創設いたしました児童手当につきましても、初年度の平年度化分でございますが、百六十一億を計上いたしているところでござい

ます。次は、国民年金の改善でございますが、福祉年

金につきましては最も重点を置いた施策の一つでございます。改善内容といたしましては先ほど御説明いたしましたように、老齢におきまして月千円、障害、月千六百円、母子福祉年金におきまして月千四百円の大幅改善を中心としたところでございます。

二二ページの一番下でございますが、拠出年金でございますが、これは四十六年度の厚生年金保険の改善に準じまして、応急的な改正を行なうものでございまして、六百七十一億を計上いたしているところでございます。内容といたしましては、障害年金の最低保障額あるいは母子、準母子、遺児年金の最低保障額の一〇%の引き上げでございます。

その次は、二二ページの保健所費でございますが、百六億円の計上でございまして、前年度に比し、十二億円の増に相なっているところでございます。特別結核検診設備整備といたしまして、保健所に新たに百ミリのミラーカメラを設置すること、あるいは4の②にございまして、沖繩対策といたしまして、無医地区に保健婦を設置すること、その他は従前の施策の充実でございます。

二三ページの原簿障害対策費でございますが、これも重点を置いたものの一つでございます。八十六億に對しまして、四十七年度は百十五億を計上いたしております。内容といたしましては、健康増進手当、医療手当等の月額を千円アップすること、さらに昨年に引き続きまして、六十歳を五十五歳まで、五歳年齢引き下げをいたしているところでございます。その他は従前施策の充実でございます。

二四ページにまいりまして、難病その他の特定疾患対策でございますが、まず特定疾患対策といたしまして五億三千万円を計上いたしておりますが、これはスモン、ペーチェット等、いわゆる原因不明または治療方法の確立しておりません疾患に對しまして、新たに一元的な対策を講ずるための施策を取り上げたわけでございまして、中心

となります。これは治療研究あるいは調査研究等の研究費補助でございます。

二五ページにまいりまして、じん不全対策でございますが、新規疾病対策の重要なものとして、じん臓機能障害者の救済をはかりました。じん臓機能を国立あるいは公立病院に整備いたしました。かつそのための人工透析医療基準の策定あるいは専門技術者の養成、さらに高額の治療費を伴います人工透析そのものの医療費の公費負担を行なうものでございまして、合わせて五億六千万円計上してあるところでござい

ます。二五ページの小儿ガン等小児疾病対策でございますが、小児疾病対策につきましては、従前から未熟児等養育あるいは自閉症児養育、さらに小児ガンの治療及びこれらの医療機関といたしまして小児医療センターの整備を行なってきたところでございまして、四十七年度におきましては二十三億円を計上いたしまして、新しく慢性じん炎、ネフローゼ、小児ぜんそくにつきましても治療研究として取り上げることといたして存じておりますし、さらに育成医療の中で後天性心臓障害あるいは人工じん臓、人工透析医療等を公費負担するということを考えているところでござい

ます。二六ページの結核対策でございますが、結核対策費といたしまして五百五十五億円を計上いたしております。前年度に比しまして八十六億円の増でございます。なお、従前従前策の増でございますが、新規といたしましては、先ほど申し上げました特別結核診療用カメラの整備等がござ

います。二七ページにまいりまして、精神衛生対策費でございますが、沖縄におきます同意入院医療といたしまして、同意入院医療費につきましては沖縄の現在とられております措置をそのまま認めることといたしております。

その他、従前の施策の踏襲と充実をはかりまして、五百十一億円を計上しているところでござい

ます。十六億円の計上でございます。新規といたしましては、血清銀行の運営推進費を入れて新たに付けているところでござい

ます。これは伝染病流行予測及びその対策といたしまして血清銀行を設置しようとするものでござい

ます。二九ページにまいりまして、成人病対策、そのうちガン対策といたしましては、五十九億円を計上いたしております。約二十億円の増でございます。国立がんセンターの運営あるいはガン研究の助成、それから、都道府県の施設の整備等、いわゆる従前施策の充実をはかりました。同時に、新たに国際的にガン研究の情報交換をはかりました。ために国際ガン研究機関に加盟するための分担金を七千五百万円計上いたしているところでござい

ます。その次の三〇ページの循環器対策でございますが、これはなお従前の施策の踏襲でございます。新規のものとして、国立循環器センター設計事務費二千九百万円を計上いたしております。将来の国立循環器センターの準備をしようとするものでござい

ます。それから、次の救急医療対策費につきましては、五億円を計上いたしております。新しいものといたしましては、三一ページに休日急患診療の確保対策といたしまして新規の予算を計上いたしているところでござい

ます。三一ページの僻地医療対策でございますが、四十六年度に引き続き従前の施策の充実をはかるところでござい

ます。新規といたしましては、三二ページに休日急患診療の確保対策といたしまして新規の予算を計上いたしているところでござい

ます。以下三三ページにまいりまして、三三ページの医療関係従事者確保対策費でございますが、そのうち一看護婦の確保対策といたしましては七十六億円を計上いたしております。二十二億円の増でございます。備考欄にござい

ます。養成所施設整備あるいは設備整備費のほかに、養成所運営費につきましては前年度予算額を倍増いたしているところでござい

ます。その充実をはかっているところでござい

ます。さらに三三ページにまいりまして、看護婦の共同保育施設整備費でございますが、これはい

ます。三三ページの国立療養所あるいは国立病院の運営費のほかに新たに一番の公立養成所施設整備費を新規に計上したところでござい

ます。三六ページにまいりまして、戦傷病者戦没者遺族等の援護でございますが、総計三百二億円を計上いたしております。三十七億円の増に相な

っております。障害年金、遺族年金につきましては、恩給の改定に準じた改善をはかりました。準軍属の年金額の引き上げ、あるいは戦没者等の遺族に対しま

す特別給付金の対象範囲を拡大する等が中心でござい

ます。なお、遺骨収集及びフリーピンにおきま

す慰霊碑の建設等につきましては、所定の必要予算を計上しているところでござい

ます。三八ページにまいりまして、生活環境整備対策でございますが、二百二十七億でございます。そのうち廃棄物の処理事業の拡充につきましては、四十六年度四十三億に比しまして八十二億円計上しているところでござい

ます。五十年度を目標といたしまして、ごみ処理を中心とした施設の拡大をはかることといたして存するところでござい

ます。二番の水道整備事業の拡充につきましては、お

おねえ従前の施策の充実でございます。水道整備事業といたしまして百四十五億を計上いたして

おります。五十一億円の増でございます。

三九ページにまいりまして、麻薬、幻覚剤対策

でございますが、これは従前の麻薬対策のほかに、新たに幻覚剤対策を取り上げまして、幻覚剤対策費といたしまして二千万円を計上いたしてい

るところでござい

ます。四〇ページにまいりまして、研究費及び試験研

究費でございますが、これは厚生省関係の研究費などをまとめたものでござい

まして、おもなもののつぎま

す。四一ページの消費者安全対策でございますが、

消費者安全対策といたしましては二億四千万円を計上をいたしておりますが、内容といたしましては、食品の安全衛生対策、それから、医薬品安全衛生対策及び新たに家庭用品の危害防止対策費を計上したところでござい

ます。

食品及び医薬品の安全対策等につきましては、

従前のいわゆる薬効調査あるいは安全試験等の総

点検の実施の拡大でございますが、新規に家庭用

品の危害防止につきましては、いわゆる衣類等に

使用されます防炎加工剤、そういう毒物、劇物に

関する基準の設定あるいは洗剤、有機顔料等の安

全試験等を行なうとするものでござい

ます。次に、厚生省関係の公庫、公団につきま

しては、四二ページに比してあるところでござい

ます。その事業計画及び補給金等の内容を記載して

ござい

ます。

また、厚生省所管の特別会計、これは五つござ

い

ますが、その収支につきましては四三ページ及び

四四ページに掲げてあるところでござい

ます。以上が昭和四十七年度厚生省所管予算案の概要

でございます。

○委員長(中村英男君) 本件に対する本日の調査

はこの程度にいたします。

○委員長(中村英男君) 労働問題に関する調査を

議題といたします。

まず、労働行政の施策について、塚原労働大臣から所信を聴取いたします。塚原労働大臣。

○国務大臣(塚原俊郎君) このたび労働行政を担

当することになりました。原案でございます。誠意と熱意をもって労働行政の推進につとめてまいり所存でありますので、よろしくお願いいたします。

さて、第六十八回通常国会にあたり、当面の労働行政について、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

御承知のように、近年のわが国経済の発展はまことに目ざましいものがありましたが、昨年来、景気停滞に加えて国際通貨調整問題があり、きびしい経済環境のもとで労働情勢の面でもその影響を受けつつあります。

一方、これまでの高度成長の過程を経て、経済成長の成果を国民生活の向上に結実させ、高度福祉国家を実現する必要性が一そう高まっております。

これからは、高度経済成長時代比べて、新たな困難も予想されますが、私は、この際、人間尊重、福祉優先を根本方針とし、次の事項に重点を置いて労働行政を展開する考えであります。

第一は、豊かな労働者生活の実現をはかることとあります。

労働者福祉の向上を長期的視野に立つて計画的に進めるため、昨年、労働者生活ビジョン懇談会が発足しましたが、本年は同懇談会の活動を起点にして労働者福祉行政の総合的な展開をはかってまいります。

まず、労働者の福祉に関する問題の中で、最近特に論議を呼んでいる労働問題につきましては、労働者が自主的な話し合いにより実情に即した方法でその一そのの近代化を進められるよう、機運の醸成と援助を行なっていく考えであります。

次に、勤労婦人、勤労青少年対策の充実であります。

最近、育児、家事等の家庭責任を持つ婦人の職場進出は目ざましいものがあります。このため、勤労婦人の職業生活と家庭責任との調和をはかることを軸に、総合的な福祉施策を進めることとし、所要の法案を今通常国会に提出することといたします。

たしております。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

また、勤労青少年対策については、勤労青少年ホーム、体育施設の増設、職業指導の充実等により、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進をはかってまいり所存であります。

第二は、労働者の安全と健康を守るための総合的な施策を推進することとあります。

現在、労働災害による被害者は、年間百七十七人にも及び、このうち六千人にものぼるとい人命が失われております。

労働省としては、これまで、労働災害の防止を行政の最重要事項の一つとして取り組んできたところであり、今般、急激に変化する産業社会の実態に即応した総合的な安全衛生立法を行なうこととし、今国会に労働安全衛生法案を提出いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

第三は、積極的な雇用政策の展開であります。

昨年のニクソン声明に始まる国際経済の動向は、雇用面にも少なからざる影響を与えるものと予想されます。今後の雇用政策の運営にあたつては、こうした当面する事態の推移を的確に見定め、その推移に即して適切な方策をタイムリーに実施する態様を確立してまいります。特に、四十七年度の予算編成にあたっては職業転換給付金、失業保険給付の充実をはかることと、景気停滞の影響を受けやすい中高年齢者や季節労働者に関する対策及び繊維産業離職者対策の充実をはかることといたしました。

職業訓練につきましては、生涯訓練体制の一その充実をはかることと、新たに、公共職業訓練施設において養成訓練を受ける青少年に対して必要な資金を貸し付けする技能者育成資金制度及び高年齢者専用の職業訓練施設を創設いたします。

第四は、合理的労使関係の確立であります。

現在、労使関係の動向は、ひとり労使間の問題にとどまらず、政治、経済、社会の各般に大きな影響を及ぼすようになっております。その意味

で、労使間の問題は、国民経済的見地から、労使が良識をもって、自主的な話し合いにより平和的に解決することが肝要であります。労働省でも、労、使、学識経験者による産業労働懇話会を開催する等、労使相互の意思の疎通をはかることにつとめております。今後もその面に一そのの努力を傾注してまいり所存であります。

以上、当面の労働行政の最重要事項について所信の一端を申し上げました。各位の御鞭撻と御協力をお願いする次第であります。

○委員長(中村英男君) 次に、昭和四十七年度労働省関係予算について政府から説明を聴取いたします。大坪會計課長。

○政府委員(大坪健一郎君) 昭和四十七年度労働省関係予算案を御説明申し上げます。

お手元に資料が御配りしてございますので、おそれ入りますがごらんになっていただきたいと思います。

まず、予算の規模でございます。最初の黒ワツで囲みました欄がござります。この一番下、所管総計といたしまして、九千二百五十五億七千三百百万円が計上されてございます。昨年に比べますと一千六百九十六億四千百万円の増加でございます。二・四〇の増となっております。

その内訳は一般会計と特別会計でございます。一般会計は、千五百二十億二千四百百万円、二百三十三億二千二百百万円の増で、一八・一〇でございます。

それから次は、従来労災保険及び失業保険をそれぞれ特別会計で経理をいたしておりましたが、昭和四十四年十二月に労働保険の保険料の徴収等に関する法律が成立をいたしました。本年四月一日から労働保険が発足をいたすことになっております。したがって、その保険に基づきますと、勘定が三つ設けられまして、保険料の徴収は徴収勘定に入る。その徴収勘定に入りました保険料に、その他必要経費を合わせまして、これが労働勘定と失業勘定に資金が流れまして、その両勘

定からそれぞれ保険金が支出されるという仕組みに相なります。したがって、勘定が三つに分かれておりますのを御了承いただきたいと思います。

まず労災勘定でございます。これは従来の労災保険特別会計そのものでござります。三千六百一億四千二百百万円、六百七十九億五千二百百万円の増、二・三・四〇の増でございます。

次は失業勘定でございます。これは従来の失業保険特別会計でございます。四千三百四十四億六千六百百万円、七百七十九億六千五百百万円の増でございます。二・四〇の増でございます。

最後に徴収勘定でございます。五千五百七十三億九千六百百万円、これは保険料の収納でございますので、さきに申しました労働勘定と重複になっております。

それから、従来、石油関係を除きまして石炭関係の特別会計というのがござりましたが、今回石油、石炭合同になりまして、石炭及び石油対策特別会計というのが設けられます。この会計から離職者対策用の資金が労働省所管としてまいっておりますが、九十九億四千百万円でございます。昨年度に比べますと、四億二百百万円の増となっております。

次は、主要事項でございます。主要事項は、先ほど大臣の御説明にもございましたとおり、主要項目につきましては予算の計上がござります。

一番最初は、一ページの中段以下にござります。労働者福祉対策の展開、四十八億七千九百万円でございます。そのうち重点を申し上げますが、次勤労者財産形成促進制度の推進、本年一月に発足をいたしました勤労者財産形成制度のために、四十七年度も五億一千万の出資を雇用促進事業団にいたしました。

それから、勤労婦人・青少年福祉対策の積極的推進をいたしまして勤労婦人福祉法——これは仮称でございますが、勤労婦人福祉法の制定を御審議いただきますとともに、関係福祉施設をいたし

まして、従来の勤労青少年ホーム、働く婦人の家を五十五カ所増設をいたす。なお、中野に現在建設中でございます勤労青少年センターに二十億ほどの予算を計上いたしまして、最終年度の完成を行なう。四十八年度から開設になる運びでございます。

以下の各項目は、従来の事務的諸経費に、四十六年四月に婦人参政権獲得二十五周年を迎えたので、四十七年度におきましては婦人の社会における地位についての調査等を含めてさらに充実強化をいたすという費用でございます。

それから、中小企業におきましては、退職金共済制度あるいは中小企業の集団に対しまする助成制度がございまするので、これを従来に増して強化をいたすというので、一億二千万ほどの増加が見られております。あとは事務費の計上でございます。

次は、三ページにまいりまして、総合的労働安全衛生対策の確立でございます。先ほど大臣の御説明にございました労働安全衛生法の制定を御審議いただきますが、それに関連いたしまして、右の欄の1から7までの内容について予算の計上をいたしております。総額といたしましては二十六億二千三百万円、七億一千百万円の増でございます。

「委員長退席、理事大橋和孝君着席」

まず、安全衛生教育センターの設置、それから安全衛生教育の充実でございます。これは、民間企業で安全衛生教育に携わります指導者を集中的に育成強化をいたすという趣旨の安全衛生教育センターを清瀬に設けるといふ予算が1でございます。三億計上されております。

それから二番目は、新しい制度といたしまして、有害物を使います場合の有害物質表示制度というものを新しく設ける。それから、有害物質を使用いたしております事業場は公害源にもなりますので、その点検活動を強化するという事務費が二番目に計上されております。

特に発ガン性の物質でありますベンジジンでありますとか、ベータナフチルアミンでありますとか、このような種類の物質につきましては、製造禁止または製造許可の制度をしまして、こういうところで働いております労働者の皆さんが一生涯相当高年になって発ガンをするというような事情がございますので、高年にまで健康管理が及びますように健康管理手帳を創設いたすという趣旨の費用が入っております。

それから、産業医学総合研究機関を建設いたすということが昨年度以来お認めいただいておりますが、明年度昭和四十七年度は七億三千九百万円を予定いたしまして建設にかかるということでございます。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕
それから五番目は、労働災害防止団体

林業でございますとか、運輸でございますとか、災害防止団体が産業別に設けられておりますが、その団体の活動強化のための国庫補助額を相当大幅に増額するというところでございます。七億四千二百万が計上されてございます。

それから、新たな制度といたしまして、監督強化に対応いたしました必要な環境整備の費用でありますとか、健康診断の費用を融資をもって援助するとか、安全衛生融資制度が創設予定されております。融資額は二十億でございます。融資機関は労働福祉事業団でございます。

それから最後は、危険有害設備を設けるような計画がございます場合には、労働基準監督署で事前審査体制をしきまして、これによってチェックをいたすということになります。その関係事務費があらわされて計上されております。

以上が安全衛生関係の経費でございます。

次は、四ページをごらんになっていただきます。と、2の安全衛生管理体制確立のための監督指導の費用は関係事務費でございますが、ここでかねてがね御主張のございました監督官が七十名増員になっております。それから、安全専門官が三十五名増員になっております。

それから、労災保険事業でございますが、労災保険事業は給付内容の充実と福祉施設の充実を考へておりまして、給付内容といたしましては、基礎日額の改定等につきまして現在審議会で御審議いただいております。それから、福祉施設の充実でございますが、労災病院といたしまして鹿島地区に一カ所の新設、並びに新たに健康診断を特に行なうという施設といたしまして、東京労災病院と中部の労災病院に健康センターを二カ所併設をいたすという費用が入っております。

それから、職業紹介機能の効率化といったしましては、現在行なわれております即時処理方式を拡大をするという経費と、ターミナル職業相談室のような大都市におきまする積極的な職業相談施設等の経費が組まれておるわけでございます。

なお、公共職業安定所の施設の整備と増員につきましては百二十名の増員と、施設の新営の費用が組まれておるわけでございます。

それから、7の雇用促進住宅の建設でございますが、これは従来一万戸ずつ移転就職対策のために雇用促進住宅を建設してまいっておりますが、

それから、通勤途上災害につきましては、現在調査会が御調査中でございますが、昭和四十七年度には相当精密な内容的な調査を行なうというこ

四十七年度も一万户計上いたしました。従来よりも高層建築に重点を置いて住宅建設を行なうというところでございます。

とで、そのための準備の経費が千二百万ほど組んでいります。

それから入番目は、雇用促進融資制度でございます。これも従来住宅でございますとか福祉施設

それから、五人未満事業場への適用拡大、これは先ほど申しましたように、保険が一元化徴収になりますので、それと関連いたしました五人未満事業場への適用拡大を行なうという経費が計上されてございます。

でございますとか、職業訓練の施設に融資をいたしておりましたが、今回はこれらのものに対しまして二百二十三億の融資ワクをもちまして融資を行なうということでございます。

次は、六ページにまいりまして、労働環境の整

次が、総合的雇用政策の推進でございます。三千八百八十五億五千五百万、前年度に比べまして八百四十三億七千五百万の増でございます。その主要な点は雇用対策の経費でございます。

まず、ここにごさいます雇用対策の強化と職業紹介機能の充実では、職業紹介機関の内容の充実

備といいたしまして、新産工業地帯でございますが、か農村工業導入のための施策を重点的に施行する地帯につきまして福祉センター等を増設する経費を計上してございます。勤労者総合福祉センター、これは前年度は二カ所建設いたしましたして、調査費が三カ所ついておりましたが、この三カ所

と、従来行な
でんがいます。

を建設いたしますと、
費を計上いたします。

次の五ページを開いていただきますと、主要なものが書かれてございますが、まず、炭鉱離職者臨時措置法でございますとか駐留軍離職者臨時措

それから、勤労者の体育施設を十カ所ほど増設をいたします。

置法でございますとか、一般的には雇用対策法で就職困難な方々に就職指導手当あるいは職業訓練手当等を支給いたしましたして、再就職の確保の諸措置を行なっておりますが、これらの職業転換給付を増額をいたします。就職指導手当につきましては一四〇程度、職業訓練手当につきましては一一二〇程度の増額でございます。

でございます。その重点は季節移動労働者対策でございます。三十三億一千万の予算が計上になっておりまして、前年度に比べて五億九千七百万の増でございます。

出かせぎ対策——まあ仮称出かせぎ対策でございますが、季節移動労働者対策の中心点は右にございますが、季節移動労働者援護事業、

それが都道府県で計画されて、都道府県で実施され、また場合に季節移動労働者の援護事業の助成といたしまして半額を補助する、一億五千万を予定してございます。どういった援護事業かと申しますと、季節移動労働者の就業集会を開催したり、健康診断を行ないましたり、あるいは留守家族の慰安懇談会を行ないましたり、あるいは都道府県が相談員を東京等に派遣して季節移動労働者の実情を把握するといったような経費でございます。

次に、季節移動労働者安定就業対策事業、これは国の事業といたしましてグループリーダーの育成でございますとか、基礎的事項の講習でございますとか、技能講習会の開催等を行なう費用が一億五千万ほど計上されてございます。

なお、東京、名古屋、大阪に季節移動労働者の福祉センターを一億の予算をもってそれぞれ設置することになったしております。

それから、通年雇用等につきましては、前年と同じ状態で積極的に推進をいたすということにいたしました。

それから、農業者の転職対策でございますが、これは前年からお認めいただいております職業紹介体制強化の予算のほかに、職業訓練の推進等につきましては訓練人員を増加いたしますとともに、七ペーシの上欄にございまして、な施設の増設も行なうということでございます。

それから、ドル・ショック等の関係で出てまいっております繊維産業離職者対策でございます。

十一億三千九百万円を計上いたしてございまして、これはまず課徴金等の問題とからしまして、政府間協定で繊維等の買上げが行なわれ、場合の離職者に対しては、合理化離職者再就職援護措置といたしましては、手帳を発給いたしましたとして、発給を受けております者に対しては再就職のための給付金を支給し、職業訓練等を実施するといふものでございまして、石炭なり駐留軍なりの離職者対策に準じて行なうものでござい

金として一時金が支給されておりますので、これに準じて繊維離職者に対しても一時金を支給するということに計上されておるわけでございまして、費用は五億八千七百万でございます。内容は、二年ないし五年繊維産業に従事した者に、つきましては、機械等買上げによる離職に際して三万円、五年から十年の者に四万円、十年以上の者に五万円を一時金として支給するものでございまして、

四番目は、炭鉱離職者、駐留軍離職者対策でございます。これは従前の対策を充実強化をいたすという趣旨でございます。就労ワーク、事業費準備はそこに記載されておるのとおりでございます。

五番目は、港湾、建設労働対策でございます。これは主として労働者の福祉施設の充実に中心が置かれておまして、港湾労働者福祉センター、簡易宿泊施設、日雇労働者福祉センター等を増設いたす予定でございます。

なお雇用調整手当につきましては、手当額の改善等を検討いたすということになっております。八ペーシに入りまして、失業保険事業の充実でございます。

ドル・ショックの関係で、雇用情勢の悪化が伝えられておまして、昨年度の後半の失業保険の受給者は、相当当初見込みより増高をいたしてまいっております。昨年度は失業保険事業の受給人員を平均四十六万四千名と算定をいたしてありますが、年度末ではその当初見込みより六万ないし七万の増加になっておりますので、昭和四十七年度につきましては五十六万七千名の受給人員が出るという予定で予算を組ませていただいております。

それから、受給者の再就職の促進の諸給付金の確保、五人未満事業所への適用拡大等が見込まれておまして、合計いたしまして八百十八億三千三百万の増加となっております。

次が失業対策事業でございます。

失業対策事業は、昭和四十六年度に十二万人の就労ワークで事業を行なっておりますが、大体現在

までに五万人程度就労人員が減少いたしております。したがって、就労ワークを十万人と見込みまして、努力費は一千二百八十二円、一三％アップをいたしまして事業の継続をさせていたいただきたいという計上でございます。

なお、特定地域開発就労事業といたしまして、昭和四十六年度の後半に五千人のワークで出発をさせていたいただきましたが、明年度は就労ワーク五千名、事業費準備三千五百円でおお継続実施をいたすというところでございます。

四番目は、生涯訓練体制の多角的推進、職業訓練の関係でございます。九十九億五千九百万円、九億四千万の増加でございます。

まず第一番目は、職業訓練校の充実でございます。雇用促進事業団の行なっております総合高等職業訓練校の拡充、新設が三校、職種の増設が二十五科目、都道府県に援助をいたしまして都道府県が実施をいたしております専修職業訓練校につきましては、新設が二校、職種の増設が二十三科目といたすことになっております。

なお、既設の職業訓練施設の整備といたしまして、建てかえあるいは職種転換等に充てる費用を十三億ほど準備をいたしております。

次は、事業主等の行なう職業訓練の振興でございます。これは次のページを繰っていただきまして、事業内訓練といたしまして、運営費の補助をいたしておりますが、指定職種につきましては五千二百円、その他の職種につきましては三千六百円の単価で訓練生一人当たりの補助を行なうものでございます。

なお事業主が、地方公共団体または訓練法人等が共同使用の目的で施設を設置いたします場合、共同職業訓練施設設置援助といふものをいたしておりますが、これを二十七カ所、三百万円の補助単価で実施をいたすというところでござい

ます。

新しい制度といたしましては、8にございまして技能者育成資金制度でございます。これは職業訓練受訓資金の貸し付け制度でございます。ブルーカラーに対する奨学資金制度に準じた制度でございます。五千七百名のものに對しまして、公共職業訓練を受講いたします場合に三千円ないし六千円程度の貸し付けをいたす。貸し付け期間は訓練期間でございまして一年ないし二年、返還は二十年以内で、無利息で貸し付け。貧困の家庭のような状況がございすれば、特に貸し付け額を考慮するといふたてまえにいたす所存でございます。

次は、成人職業訓練の推進でございます。まず公共職業訓練校におきまして、成人職業訓練コースという夜間コースを設けて、五万人程度の方々に職業訓練を行なう。それから職業能力開発向上セミナーという短期的な職業講習を四千八百六十人の人員のワークで行なう。

五番目は能力再開訓練でございます。これは中高年齢者に対して職業訓練でございますが、訓練人員六万五千三百八十名を予定いたしてあります。なお新しく高齢者といまして、六十歳以上のよう高齢者の方々に、専修職業訓練校に特別の専用科目を設けて、ここで訓練をする。五科目程度を予定しております。

なお、職業訓練を実施するに際しましては、特に先生と申しますか、指導員の確保が重要でございますので、指導員を養成いたします大学の移転拡充を三十億の予定で、現在相模原に土地を購入いたしまして進行をしておりますが、四十七年度に完成をいたす予定で、なお十五億ほどの予算を計上させていただきます。

それから、職業訓練指導員につきましては、産業教育振興法に準じて、工業高校並みの指導員手当を支給する。本俸の一〇〇程度の手当を支給するといふ予算を計上させていただきます。

技能検定の拡充と技能尊重機運の醸成、これは前年に準じて九十八種目を百十五種目に増高いたしました。これを行なうということにいたしております。心身障害者につきましては、社会復帰対策の推進、これは労災関係でございまして、

職能回復指導施設でありますとかリハビリテーション作業施設、社会復帰指導員の配置等を前年に準じてなお拡大、強化いたすというところでございます。それから、心身障害者の雇用促進につきましては、新たに雇用奨励金を新設いたします。月額一万円でございます。そのほか職業センターを設けるということにいたしております。

なお兵庫に身体障害者のコロニーが設けられますので、重度身体障害者の職業訓練校といたしまして、一校を兵庫に補助を申し上げるという予算も計上されております。

六番目は同和対策でございます。これは同和地区の出身者の就職促進につきまして、特に就職の場合の資金援助といたしまして、就職資金の貸し付けをいたしておりますが、これを三倍以上増大いたしまして、五千万円ほど準備をいたす。それから、特別指導を行ないます特別職業指導校の指定を八百十校から千校に増加いたしております。以上が大体の対策でございます。

七番目は、合理的な労使関係の形成でございます。内容は産業労働懇話会等を中心とした事務費の計上でございます。

八番目は、労働外交の推進でございます。一二ページの一番上でございますが、アジアの諸国から技能労働者を招きまして、国が三カ月、それから民間機関が六カ月程度の訓練を行なうというものでございまして、当初計画といたしまして、四十七年度に三十名程度、労、使、公益で構成されております日本ILO協会が受け入れ機関となりまして、関係費用の四分の三を補助して行なうというものでございます。

それからチェコスロバキアのプラハに、レーバアタッシュを新たに一名置きまして、関係労働組合の方々、あるいは先生方にいろいろな御連絡、あるいは現地の調査等に当たることになっております。

なお、沖縄復帰対策といたしましては、沖縄振興開発特別措置法、特に雇用対策に関する項目を設けまして、沖縄が復帰をいたします際にやむを得ず離職される方々には求職手帳を発給いたします。石炭労働者なり駐留軍労働者に準じた手当の支給等の措置を行なうというところでございます。それから、訓練等につきましては、訓練校の新増設を考慮いたしておるというところでござい

ます。一三ページに入りまして、沖縄の行政機関といたしまして、沖縄労働基準局のほか労働基準監督署を五カ所、それから、沖縄の婦人少年室を一カ所、それから、県の機関といたしまして職業安定課と失業保険課、それから、公共職業安定所を五カ所、それから、公共企業体等労働委員会事務局沖縄支局を設ける予定でございます。それから、職員は現在二百六十六名でございますが、二百七十名に増員をいたしまして配置をする予定になっております。労働基準行政なり、婦人行政の事務の充実は、ここに書かれてあるとおりでございます。

最後に、従来労働統計と申しておりましたが、これを労働関係の情報全般の開発を含む形に再編成をいたしまして、労働情報業務と名づけまして、情報開発のための事務経費を増高いたすというところで、千二百万ほどの増額を計上していただいております。

たいへん簡単でございますが、以上が労働省の予算の概要でございます。

○委員長(中村英男君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(中村英男君) 食品衛生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

近年、農業による食品の汚染、食品添加物の安

全性、消費者保護の見地からする表示の適正化等、食品に関連する多くの問題が提起されまして、国民の重大関心事となっておりますことは御承知のとおりであります。

政府といたしましては、従来より食品衛生の向上のため必要な諸施策を、逐次計画的に進めていたものであります。なお現行の食品衛生法の規定によつては、必ずしも十分に対応できない面もあ

りますので、今回所要の改正を行なうこととした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について、御説明申し上げます。

第一は、安全性に疑念のある食品等に対する規制を強化するため、関係規定を整備したことであり

ます。第二は、厚生大臣及び都道府県知事が、それぞれ、営業者が順守すべき措置に関し基準を定めることとする等営業者責任を強化したことであり

ます。第三には、必要に応じ製品検査を命ずることができるとする等製品検査の制度を改善するとともに、検査体制の整備をはかったこととあります。

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬		報 酬	月 額
	月 額	日 額		
第一級	一一、〇〇〇円	四〇〇円	二二、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇円	二二、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	五三〇円	二二、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満

第四は、食品等に関する表示制度を改め、また広告についても公衆衛生の見地から必要な規制を行なうこととした次第でございます。

その他洗淨剤の規格を定めることとする等所要の改正を行なうことといたしてあります。

以上がこの法律案を提案をいたす理由でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本日の審査は、本日はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一一級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第一二級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第一三級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一四級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一五級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一六級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一七級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一八級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一九級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第二〇級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二一級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第二二級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二三級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二四級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二五級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二六級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二七級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二八級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二九級	一〇〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第三〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第三一級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第三二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第三三級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満

第三四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第八條中「報酬等」を「報酬（第七十九條ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等」に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「（第七十九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剩余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ前項ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得但シ保険料率ヲ増加スル場合ニ於テハ千分ノ八十ヲ超エルコトヲ得ズ

第七十條ノ三を次のように改める。

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ニ規定スル費用

第五章中第七十九条ノ二の次に次の五条を加える。

ノ外政府ノ管掌スル健康保險事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出產手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ百分ノ五ヲ補助ス國庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一條ノ四第二項ノ規定ニ依リ保險料率ガ變更セラ

第七十九條ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十九條乃至第七十二條及第七十七條乃至前條ノ規定ニ依リ徵收スル保險料ノ外本條乃至第七十九條ノ五及第七十九條ノ七ノ規定ニ依リ保險料（以下第七十九條ノ七迄ニ於テ特別保險料ト称ス）ヲ徵收ス

レタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ保険料率が千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料率千分ノ一ニ付其ノ變更セザレタル日ヨリ變更後ノ保険料率が更ニ變更セラルル迄ノ間ニ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係スル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係スル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用

特別保険料ノ額ハ各事業所ニ付事業主ガ其ノ使用スル被保険者ニ対シ賞与等（第二条第一項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞與）及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ被保険者ノ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ支払ヒタル月ニ付其ノ月ニ使用スル被保険者（第二十条ノ規定ニ依ル被保険者、

用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同項の次に次の一項を加ふる。

其ノ月ニ第七十一条第三項ニ該當シタル者及
第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保
険料ヲ徴取セラレザル被保険者ヲ除ク）ニ支
払ヒタル賞与等ノ総額ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得
タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル

6 この法律による改正後の健康保険法第七十二

条ノ四第二項の規定による保険料率の変更は、昭和四十八年度以降においては、年度ごとに当該不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、かつ、保険料及び回庫補助をもつて保険給付費、保建施設費その他の

政令で定める経費に充てる費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつた場合において、行なうことができるものとする。

――――

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百五十億圓

の見込みである。

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、緊急雇用対策の確立に関する請願（第二号）

一、社会福祉施設職員の専門職給与体系確立

関する請願(第三〇号)(第三一号)(第三二号)(第三三号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)

一七二号)

- 一、老人福祉に關する請願（第四四号）
- 一、国民年金の増額等に關する請願（第四号）
- 一、老人医療費の公費負担制度の確立に關する請願（第五〇号）
- 一、民生委員及び児童委員の増員等に關する

願（第五五号）（第六八号）
一、リウマチの専門病院及び国立研究センター等に関する請願（第六〇号）
一、保険診療経理士法制定に関する請願（第

八号)

一、結核対策の拡充強化に関する請願（第一〇号）

第二号 昭和四十七年一月七日受理
緊急雇用対策の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
不況の長期化、深刻化に伴い、雇用の狭あい化とともに大量の失業者発生が予想されるので、緊急雇用安定の措置をすみやかに講ずるよう強く要望する。

第三〇号 昭和四十七年一月八日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 福井市宝永三丁目福井県社会福祉協議会内 荻野芳昭外五百八十二名

紹介議員 熊谷太三郎君
社会福祉施設に關し、左記予算項目を確保して、職員の専門職給与体系を確立し、施設利用者へのサービス向上に資するよう要望する。

一、給与体系確立のため必要とする施設への定昇財源の加算支弁費十九億円

二、職務の専門困難度に見合う給与改善費（指導員、保母、寮母等二号俸引上げ）六十億円

三、実態に近づける給与改善費（医師、看護婦二号俸、雇用人一号俸ないし三号俸引上げ）二十億円

四、中堅主任職員の設置費（保母、指導員等五人に一人を号俸引上げ）二十億円

五、管理職手当の新設費（施設長本俸の十パーセント）六億円

六、重症児指導費、重度加算費の拡大費六億四千八百万円

理由 給与改善に關しては、三年前、全国の施設関係者

が定期昇給制度の実現をスローガンに大運動を展開したが、準備不足を理由に給与格付は正三年計画に内容が変更し、その条件として昭和四十七年度には現行措置費制度の矛盾を改善し、合理的な給与体系を確立することになっている。

第三十一号 昭和四十七年一月八日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 奈良市中町四四大倭守宿宛内 今井富蔵外三百名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第三十二号 昭和四十七年一月八日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 岐阜市池田町二 河合正吉外九十名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第三十三号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市吉田一、二七七森田信行外三百三名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第三十七号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 山口県徳山市大字久米一、三四七共栄園内 河野宗孝外二百三十七名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第三十八号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ四一七 藤野武夫外七十四名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第三十九号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町大字坂城一、一五七 柳沢喜市外五百三十一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四〇号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 静岡県沼津市獅子浜四七 原田克巳外四百九名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四一號 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 横浜市神奈川区沢渡二二 梅崎英雄外八百六十名

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四二號 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 愛媛県松山市大手町二ノ一愛媛県保育会内 豊田隆洋外三百二十二名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四六号 昭和四十七年一月十日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 三重県津市一身田町高田福祉事業協会内 高林光演外四百三十一名

紹介議員 久保田藤彦君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五二號 昭和四十七年一月十一日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 京都市上京区堀川丸太町下ル京都府社会福祉協議会内 山本有鋼外二百八十一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五三號 昭和四十七年一月十一日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ丸一ノ五ノ四八茨城県社会福祉協議会内茨城県保有協議会内 佐竹秀雄外三百十三名

紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第五四號 昭和四十七年一月十一日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

請願者 島根県安来市荒島町三、五三二ノ五 遠藤利雄外三十九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第六二號 昭和四十七年一月十一日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願

理由 社会労働委員会決議第三号 昭和四十七年三月十日【参議院】

請願者 岩手県盛岡市中央通一ノ四ノ七岩

手県社会福祉協議会内 高橋正一

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第六六号 昭和四十七年一月十二日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 滋賀県近江八幡市牧町七五四 東

信一 外百六十五名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第六七号 昭和四十七年一月十二日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 石川県金沢市本多町三ノ一〇

石川県社会福祉協議会内 岡田良

介 外百八十一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第七二号 昭和四十七年一月十三日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 岡山県倉敷市帯高二七七 中村繁

夫 外二百二十九名

紹介議員 木村 隆男君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第七六号 昭和四十七年一月十三日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 青森県三沢市大町二ノ三ノ二三ひ

まわり乳児院内 本間ウメ外二百

三十五名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第九〇号 昭和四十七年一月十九日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 神戸市須磨区明神町一ノ五ノ一〇

稲岡博外七百九十三名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一〇九号 昭和四十七年一月二十一日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 和歌山市和歌浦一、六五七 大森

精恭外百四十九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一五一号 昭和四十七年一月二十四日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 千葉市亥鼻町八四 西田喜光外百

七十七名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一七二号 昭和四十七年一月二十五日受理

社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する

請願

請願者 埼玉県上尾市上町一ノ六ノ六 石

川隆博外三百十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第四四号 昭和四十七年一月十日受理

老人福祉に関する請願(五通)

請願者 長野県上田市林之郷 細田延一郎

外千八百二名

紹介議員 小山邦太郎君

一、老人医療費を全額国庫負担すること。
二、老人クラブの補助対象クラブの拡大及び補助金の増額を図ること。
三、老齢福祉年金の大幅拡大と所得制限の撤廃を図ること。

第四九号 昭和四十七年一月十一日受理

国民年金の増額等に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

県議会議員 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

国民年金制度は、昭和三十四年発足以来、漸次内容の充実がはかられているが、現行の年金額は、老人の生活保障としては、大きく、立ちおくれしている現状にあるから、老齢年金および老齢福祉年金、給付額的大幅引き上げと受給者年齢の引き下げについて、早急に法改正等の措置を講ぜられたい。

第五〇号 昭和四十七年一月十一日受理

老人医療費の公費負担制度の確立に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

県議会議員 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

最近における老人対策、なかでも老人医療対策は、当面最も緊急を要する国家施策として解決すべき重要課題であるから、老人医療費公費負担制度を緊急に確立し、その地方公共団体の財政負担については、特別な配慮を講ぜられたい。

第五五号 昭和四十七年一月十一日受理

民生委員及び児童委員の増員等に関する請願

請願者 京都府竹野郡丹後町平七四九 井

上利光外百三十五名

紹介議員 大橋 和孝君

民生委員・児童委員について、全国総定数を当面二十万名に増員することを望んでいるが、昭和四十七年度においては、現員数十二万五千名を十六

万六千名に増員し、活動費現行一人年額六千円を一万二千円に増額されたい。

理由

著しい経済、社会事情の変動により、低所得者、心身障害児・者、児童、母子、父子、老人などはもとより一般地域住民の生活上の諸問題は深刻かつ多様化しており、これらの激増する社会福祉問題について適切に相談援助し福祉を高めることが民生委員・児童委員の任務であるが、現状では委員数の不足などにより責任をもつて職務を遂行することができない。

第六八号 昭和四十七年一月十二日受理

民生委員及び児童委員の増員等に関する請願

請願者 石川県金沢市上荒屋町 鉄矢清外

七十二名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六〇号 昭和四十七年一月十一日受理

リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願(六通)

請願者 岐阜県恵那郡加子母村二七〇 三

浦貫一外八百三十六名

紹介議員 石本 茂君

全国七百万のリウマチ性疾患患者とその家族を守るため、左記事項の早急実現を期されたい。

一、リウマチ専門病院を設置すること。

二、リウマチの原因を究明し、根治療法を確立するよう、国立研究センターを設置すること。

三、リウマチ医療費を公費負担すること。

理由

一、結核患者の入院率が六十九パーセントであるのに、リウマチは、わずかに六パーセントにすぎない。結核と同様「安静度」にしたがつて、半強制的に入院させなければ、一時しのぎの治療しかできない。

二、千九百七十三年には国際リウマチ学会が京都

で開催される。世界の学者、研究者が日本に集まるのを機会に、わが国でも医学界、医療行政の両輪とともに、すみやかに研究機関の充実を図るよう、患者は心から待ち望んでいる。

三、リウマチは療養期間が長く、本人や家族の経済的負担は容易でない。とくに重度身体障害者の場合は、医療費のほか、保温、暖房、生活設備の改造などに多額の金が必要である。ほとんどすべてのリウマチ患者は、ギリ食状態にあり、すこしでもギリ食から浮かび上がろうとして、無理をして病気を悪化させている。これに対する政府の医療、福祉対策は皆無である。

第九八号 昭和四十七年一月二十日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 東京都中央区佃二ノ一三ノ六 相山喜代子外五名

紹介議員 前田佳都男君

保険診療経理士法をすみやかに制定し、左記事項の実現を図りたい。

一、保険診療経理士の国家資格認定制度の実施。
二、保険診療経理士としての新しい職業専門教育養成機関の認可。

三、「保険診療経理士」として病院診療所会計、社会保険診療報酬請求事務職の身分保障。

理由

わが国の医療保険制度は、近年、医学、医療制度の急速な進歩により医療内容が高度化し医療給付が著しく増大しており、これにともない、保険医の行なう保険診療と医療機関の行なう社会保険請求事務が適正、適法に遂行され、円滑に推進されることが要求されている。つまり、両者の専門的知識職能者の高い技術提携が望まれる。「保険診療経理士」の法の定める身分保障があつてのみ、社会的責任は全うされ医療保険制度は適正、適法に運営され得る。

第一〇〇号 昭和四十七年一月二十日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 島根県浜田市港町二八八ノ二六 岡田富重外七百八十名

紹介議員 中村 英男君

結核をなくすために、結核の予防・治療・リハビリテーション、入院患者及びその家族の生活、回復後の住宅・職業・生活費などを完全に保障するための抜本的な対策が必要であるから、日本患者同盟の要求を十分に審議し、政府に対し結核対策の拡充強化を要望されたい。

理由

結核の減少は最近著しくなつてきており、いままなお要医療患者が百五十三万人、要入院が三十七万人、感染性患者が二十九万人もあり、その患者は小零細企業、貧困層、高齢者など生活に恵まれない人々の中に多い。これに対する結核対策をみると、保健所の機能の弱体化、命令入所件数や結核ベッドの削減など要医療者についての対策は後退を重ね、感染性患者で入院治療を受けている者は、わずか三分の一にすぎない。また、医師・看護婦の不足、給食の低下など医療内容の低下も深刻さを増し、その上、安上がりでの「働きの治療」がすすめられている。(別項日患の要求主要項目参照)

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、麻薬取締法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のよう

に改正する。
第五條第一項第一号中「六十歳」を「五十五歳」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千元」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
2 昭和四十七年三月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。
3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十七年四月三十日までに同法第五條第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。
4 前項に規定する者に支給する健康管理手当については原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第六條の規定を適用する場合において、同条において準用する同法第三條第二項中「前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月からその年の五月まで」とあるのは、「昭和四十七年四月及び五月」とする。

麻薬取締法の一部を改正する法律案
麻薬取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第五十四條第一項中「百六十名」を「百七十名」に改める。

附則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、結核対策の拡充強化に関する請願(第二二一〇号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一〇号)(第二四二〇号)(第二四三〇号)(第二四四〇号)(第二四五〇号)(第二四六〇号)(第二四七〇号)(第二四八〇号)(第二四九〇号)(第二五〇〇号)(第二五一〇号)(第二五二〇号)(第二五三〇号)(第二五四〇号)(第二五五〇号)(第二五六〇号)(第二五七〇号)(第二五八〇号)(第二五九〇号)(第二六〇〇号)(第二六一〇号)(第二六二〇号)(第二六三〇号)(第二六四〇号)(第二六五〇号)(第二六六〇号)(第二六七〇号)(第二六八〇号)(第二六九〇号)(第二七〇〇号)(第二七一〇号)(第二七二〇号)(第二七三〇号)(第二七四〇号)(第二七五〇号)(第二七六〇号)(第二七七〇号)(第二七八〇号)(第二七九〇号)(第二八〇〇号)(第二八一〇号)(第二八二〇号)(第二八三〇号)(第二八四〇号)(第二八五〇号)(第二八六〇号)(第二八七〇号)(第二八八〇号)(第二八九〇号)(第二九〇〇号)
一、社会福祉施設職員等の専門職給与体系確立に関する請願(第二三四号)(第二五三三号)(第二七六号)
一、民生委員及び児童委員の増員等に関する請願(第二四八号)
一、リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願(第二四九号)(第二六一号)(第二六四号)
一、元満鉄職務傷病社員等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願(第二五〇号)
一、療術の開業制度復活に関する請願(第二六五号)
一、内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引実施と生活上に関する請願(第二七九号)

第二二二一号 昭和四十七年一月三十一日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 青森県八戸市類家堤端一三 鈴木満枝外千七百五十名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二三八号 昭和四十七年二月一日受理
結核対策の拡充強化に関する請願(六通)

請願者 静岡県賀茂郡南伊豆町国立養病院内 青木博市外三百三十五名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二三九号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 三重県久居市二ノ町一 新谷喜多
雄外百五十四名

紹介議員 浅井 亨君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四〇号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県武雄市西川登町庭木 山田
文市外百四十九名

紹介議員 沢田 実君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四一号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡北方町蔵堂 馬場儀
八外百九十名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四二号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 山形県酒田市宮ノ浦町一〇八 大
谷恒男外三百二十名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四三号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡七山村 青木繁和
外二百三十四名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四四号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡岩木町新屋敷 青
木トワ外百六十七名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四五号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡土山町前野 森田久
太郎外九十八名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四六号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 岡山県都窪郡早島町国立岡山療養
所内 渡辺頼男外百六十一名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二四七号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡蔵木町本山 浜口
辰造外百九十名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二五二号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村 中島真一
外百九十八名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二五八号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 岡山県和気郡日生町九三一 井上
鈴代外百四十名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二五九号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県武雄市朝日町川上 岩永重
夫外二百十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二六〇号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡福島町里 山本正
義外百九十名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二六三号 昭和四十七年二月一日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 岡山県英田郡作東町山手 山本武
男外百六十名

紹介議員 堀出 啓典君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二七〇号 昭和四十七年二月二日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 岡山県英田郡作東町指入四八
梅本豊市外百三十三名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二七一号 昭和四十七年二月二日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 岡山市柳町一ノ四 中島秀次郎
外二百名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二七七号 昭和四十七年二月二日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原町立佐賀療
養所内 井上淳外百七十九名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八一号 昭和四十七年二月三日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 広島市庚午中一ノ四ノ二 岸真弓
外千七百七十六名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八二号 昭和四十七年二月三日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西難波町三ノ三ノ
一三 松岡克己外千三百三十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八三号 昭和四十七年二月三日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山二ノ三ノ二一
岬初子外四千七百二十六名

紹介議員 須原 昭三君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八四号 昭和四十七年二月三日受理

結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 香川県高松市新田町二、一一五ノ
一〇 久本千代子外千二十八名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八五号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 長野市若里北市八三三 松橋登外
千百九十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八六号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 北九州市戸畑区幸町七ノ一〇 米
田裕外千八百八十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八七号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町八口免八二
四 金井田国雄外千四百五十五名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八八号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 千葉県船橋市三山町五九七 石原
義隆外三千八百二十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二八九号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡北茂安町豆津 中
嶋三郎外二百九名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二九〇号 昭和四十七年二月三日受理
結核対策の拡充強化に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡千代田町崎村 渡辺
てる外二百十四名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第二三四号 昭和四十七年一月三十一日受理
社会福祉施設職員専門職給与体系確立に関する請願

請願者 北海道北見市川東二九 佐藤栄子
外千三百七十五名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二五三三号 昭和四十七年二月一日受理
社会福祉施設職員専門職給与体系確立に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町多久原 金
ヶ江亮子

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二七六号 昭和四十七年二月二日受理
社会福祉施設職員専門職給与体系確立に関する請願

請願者 香川県大川郡引田町 阿部章外七
名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二四八号 昭和四十七年二月一日受理
民生委員及び児童委員の増員等に関する請願(三十二通)

請願者 福岡県飯塚市宮町二ノ八三 古賀
博演外五百八十三名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第二四九号 昭和四十七年二月一日受理
リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願

請願者 岐阜県益田郡萩原町萩原 桂川と
しゑ外十名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第二六一号 昭和四十七年二月一日受理
リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願

請願者 岐阜県不破郡垂井町 中川忠外十
名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第二六四号 昭和四十七年二月一日受理
リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願(八通)

請願者 岐阜県加茂郡白川町白山三六三
安江妙子外七十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第二五〇号 昭和四十七年二月一日受理
元満鉄職務傷病社員等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者 福岡県大牟田市白川中八六三 溝
口義行

紹介議員 鬼丸 勝之君

元南満洲鉄道株式会社社員で昭和十二年七月七日以降昭和十六年十二月八日までの期間に軍の用務に従事中負傷し又は死亡した者に対しても戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用されたい。また、もとの関東州において同様の犠牲を受けた者に対しても同法を適用して援護補償をされたい。

理由

南満洲鉄道株式会社は明治三十九年六月勅令第一四二号によつて設立され、日本政府は常に直接監督者であり保証人であつた。一朝有事に際しては軍とともに第一線に立ち軍の命令に従つて国防の

重責に任じて来たことは、軍人、軍属と何等異なるところがなく、特に満洲事変以後は軍人の任務にまさるとも劣らないものがあり、社員犠牲もはかり知れなかつた。昭和三十一年に公傷社員の

一部が法の適用を受けられることとなつたが、法の適用は満洲においては昭和十六年十二月八日以降の者に限られ、しかも関東州が除外されてお

り、このことは昭和十六年十二月八日以前と以後において服務規定や作業内容に何等の差異がないので承服しかねるところであり、公平の原則にも反する。

第二六五号 昭和四十七年二月二日受理
療術の開業制度復活に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町古新田九七
新見重夫

紹介議員 中沢伊登子君

療術行為(あん摩・マッサージ指圧師、きゅう師及び柔道整復師の行なう以外の医業類似行為)について、一定の規定を設け、新規開業を認められたい。

理由

一、療術業務(手技、電気、光線、温熱、刺激療法)の五種目は、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる民間療法として、昭和五年以来各地方庁令によつて、区別されて認許登録され、また戦後は昭和二十二年厚生省令として「医業類似行為をなすことを業とする者の取締りに関する件」として規制されてきた歴史的な事実がある。

二、療術業務は無害有効な民間療法として、多年国民の健康増進と公共の福祉に貢献してきたが、昭和二十二年末に、理由もなく占領政策の名のもとに一方的に禁止された。しかし近年こ

三、憲法第二十二條は、公共の福祉に反しない職業選択の自由を保障し、また昭和三十五年の、療養行為にかかる最高裁判所の判決では、有害のおそれのない療養行為の禁止、処罰を違法としている。一面これらを根拠として、近時無届業者が増加していることは、健全な医療行政の見地からも放置できない。

四、療養業の既得権業者は、昭和三十九年六月の法律改正によつて一生涯業ができることになつたので、新規開業についても、厚生省の当該中央審議会で五年有余にわたつて審議が続けられているが、なかなか答申に至らない現状である。

五、療養行為に対する社会的需要の増大に伴い、その業務がいつそう適正に行なわれるために、療養業務をすみやかに制度化することが必要である。かつて、開業の規則、制度もあつた業務でもあるので、これらを基本として、すみやかにその制度の復活が望ましい。

第二七九号 昭和四十七年二月三日受理

内部障害者（結核・心臓病）の国鉄運賃割引実施と生活上に關する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町国立愛媛療養所療友会内 佐野義孝外三千七百九十五名

紹介議員 藤原 道子君

内部障害者（結核・心臓病）が健康で文化的な生活を営めるよう、左記事項の改善に努力された。

- 一、内部障害者に国鉄運賃の割引を実施すること。
- 二、内部障害者は六級まで病状を含めてみとめること。
- 三、浴場つきの公営住宅を大量につくり、優先的に一階に入居させること。
- 四、身体障害者雇用促進法による雇用を義務化し、国、地方自治体、大企業にたいする雇用率を大幅に引き上げること。

理由

内部障害者が身体障害者福祉法の適用を受けてから四年あまりになるが、国鉄運賃の割引や、身体障害者雇用促進法の対象にされていない。このことは、身障基本法や身障法の設定意義に反し差別扱いをしているといわざるをえない。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「戦地に準ずる地域（以下「準戦地」という。）を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改め、同条第五項中「準戦地」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改める。

第四条第四項第二号中「昭和十六年十二月八日以後」を削る。

第七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に改め、同条中同項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人又は準軍人であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域（第四条第二項に規定する事変地を除く。）における在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七

号）第七条に規定するもの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項において同じ。）内において事変に關する勤務（政令で定める勤務を除く。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）に關連する負傷

又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）により、昭和四十七年十月一日（同日後復員する者については、その復員の日）において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度		年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に七二八、〇〇〇円以内の額を加えた額			
第一項症			一、〇四〇、〇〇〇円	
第二項症			八四二、〇〇〇円	
第三項症			六七六、〇〇〇円	
第四項症			五一〇、〇〇〇円	
第五項症			三九五、〇〇〇円	
第六項症			三〇二、〇〇〇円	
第一款症			二八一、〇〇〇円	
第二款症			二六〇、〇〇〇円	
第三款症			一九八、〇〇〇円	
第四款症			一五六、〇〇〇円	
第五款症			一三五、〇〇〇円	
第八条第二項及び第三項中「一万二千元」を「二万四千元」に改める。				
第八条第七項の表を次のように改める。				
不具廃疾の程度		年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に六五五、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七二八、〇〇〇円）以内の額を加えた額			
第一項症	は、九三六、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、〇四〇、〇〇〇円）			
第二項症	は、七五七、八〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、八四二、〇〇〇円）			
第三項症	は、六〇八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六七六、〇〇〇円）			

第四項症	四五九、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一〇、〇〇〇円)
第五項症	三五五、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三九五、〇〇〇円)
第六項症	二七一、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇二、〇〇〇円)
第一款症	二五二、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八一、〇〇〇円)
第二款症	二三四、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六〇、〇〇〇円)
第三款症	一七八、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、〇〇〇円)
第四款症	一四〇、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、〇〇〇円)
第五款症	一二一、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、〇〇〇円)

第八条第八項中「一万二千円」を「二万四百万円」に、「九千六百円」を「一万八千三百六十円」に、「一万八百万円」を「二万四百万円」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「六千四百八十円」を「七千二百円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「四千三百二十円」を「四千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に改める。

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	一、一〇五、〇〇〇円
第二款症	九一七、〇〇〇円
第三款症	七八七、〇〇〇円
第四款症	六四七、〇〇〇円
第五款症	五一九、〇〇〇円

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	九九四、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、一〇五、〇〇〇円)
第二款症	八二五、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九一七、〇〇〇円)

第三款症	七〇八、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八七、〇〇〇円)
第四款症	五八二、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六四七、〇〇〇円)
第五款症	四六七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一九、〇〇〇円)

第八条の二第二項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項中「又は第六項」を「若しくは第四項又は第七項」に改める。

第八条の三第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第二号中「準軍属」の下に「(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。)」を加え、「〇・八」を「〇・九」に改め、「(当該前後の不具廃疾のいずれか又はいずれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額)を削る。

第十一条第二号中「第三項」を「第四項」に、「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同条第三項に規定する軍人又は準軍人であつた者にあつては昭和四十七年九月三十日」に改め、同条第三号中「第六項」を「第七項」に改める。

第十三条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三項又は第六項」を「第四項又は第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 第七条第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

第二十三条第一項第四号中「本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く。)」を「第七条第三項に規定する地域」に改め、「(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七條に規定するものと陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。)」及び「(政令で定める勤務を除く。第三十四条第二項第一号において同じ。)」を削り、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「政令で定める」を削る。

第二十六条第一項第一号中「十七万三千七百円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十三万八千九百六十円」を「二十一万六千円」に、「十五万六千三百三十円」を「二十四万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「四千二百円」を「四千七百二十五円」に、「四千七百二十五円」を「五千二百五十円」に改める。

第三十四条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十四条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十七条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第四十九条の二中「若しくは第六項」を「第四項若しくは第七項」に改め、「第二十三条第一項第四号」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一万四千四百七十円」を「二万円」に、「一万五千七十円」を「二万六千円」に改める。

第十六条第一項中「一万円」を「一万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一千二百円」を「二千四百円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。による遺族援護法第二十三条の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和十六年十二月八日以後」を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「又は第三項」を「第三項又は第六項」に改め、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号に掲げる者については、その者の昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の本邦その他の政令で定める地域(事変地を除く)における事変に關する勤務(政令で定める勤務を除く)に關連する負傷又は疾病は、同号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千八百円」を「五千五百円」に改める。

第十九条第一項中「一万円」を「一万六千円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に、「第五号」を「第一項第六号」に改め、「同日から昭和四十七年三月三十一日までの間に死亡した者を除く。」を削り、同条第二項中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改め、「同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。」を削る。

第二条の三第一項及び第三條中「昭和四十四年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

附則第二項を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金若しくは障害一時金を受けるに至つた者又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条の規定により特別傷病恩給を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十三年四月一日において増加恩給等を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

9 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十四年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年十月一日」とする。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

7 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。による遺族援護法第二十三条の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者(同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む)は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

る条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受け権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む)は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

る条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受け権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む)は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

る条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受け権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む)は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

第七條第五項及び第六項		
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第十一條第三号		
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月
第三十條第三項		
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月二日
第三十條第三項	昭和同月一日	昭和四十七年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第三十八條第二号		
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十七年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十八條第三号		
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月	昭和四十七年十月
第三十九條の六	昭和四十五年十月一日	昭和四十七年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十七年十月一日

2 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」と、同条第二項第一号中「二十一万六千四百」とあるのは「十九万五千八百四十円」と、「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」とする。

3 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第二項の規定を適用しない。
(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)
第三條 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百四十円」と、「二万六千四百」とあるのは「一万八千七百三十円」とする。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第四條 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金で昭和四十七年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
2 一の死亡した者についてこの法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。
3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、結核対策の拡充強化に関する請願(第二九九号)
一、社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願(第三一一号)
一、国民健康保険制度改善強化に関する請願(第三五一号)
一、民生委員及び児童委員の増員等に関する請願(第三五八号)
第二九九号 昭和四十七年二月四日受理
結核対策の拡充強化に関する請願
請願者 滋賀県滋賀郡志賀町和邇中国立比良園内 平田勇外百四十九名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第三一一号 昭和四十七年二月七日受理
社会福祉施設職員の専門職給与体系確立に関する請願
請願者 私田市川尻小川町一ノ五 工藤文子外三百三十八名
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三五一号 昭和四十七年二月九日受理
国民健康保険制度改善強化に関する請願(四十四通)
請願者 島根県鏡川郡湖陵町湖陵町長 石飛豊弘外三千八百六十八名
紹介議員 山本 利壽君
国民健康保険制度改善強化のため、左記事項の実現を図りたい。
一、制度に関する事。
1 標準保険料制度の実施については、保険者の代表を含む審議会等にはかり慎重にこれを検討すること。
2 高齢者医療の無料化については、総合的の老人福祉対策の一環として実施すべきものであるが、かりに、これを「一部負担分」のみの公費負担による方法をとる場合といえども、その全額を国の負担とすること。
3 地域の医療確保に對しては、次の各事項を中心として積極的かつ総合的対策を確立すること。
(1) 国保診療施設の使命の重視と医師確保対策の樹立。
(2) 国保診療施設と国保保健婦の協力を中心とする健康管理体制の確立。
(3) 国保保健婦の役割の再認識と必置制。
(4) 診療報酬体系を根本的に改善すること。また、その支払方式についても再検討すること。
二、予算に関する事。
1 昭和四十六年度療養給付費国庫負担金及び財政調整交付金の不足見込額については、必ず年度内に予算補正を行なうこと。
2 国庫負担の一部を都道府県に肩代りさせないこと。

3 事務処理の標準を早急に設定し、これに要する費用は全額国庫負担とすること。

4 国民健康保険診療施設に対する補助について、

(1) へき地医療を担っている診療施設の整備費補助金の算定基準を改め、かつ補助率を二分の一とすること。

(2) 診療施設の立地条件等により生ずる不可避の赤字額に対する財政措置を拡大すること。

5 保健婦補助金の改善について、

(1) へき地に対しては、全額国庫負担による保健婦の必置制を実現すること。

(2) 給与に対する算定基準額を引き上げること。

(3) 補助率を二分の一とすること。

(4) 保健婦活動に要する経費について助成すること。

6 地域住民の健康増進、疾病の予防、リハビリテーション等保健施設活動の活発化を図るための財政措置を講ずること。

7 助産の給付に対する国庫補助率を二分の一とし、葬祭の給付及び育児手当に対しても国庫補助を行なうこと。

8 国民健康保険団体連合会の診療報酬審査私事務費は全額国庫負担とすること。

9 国民健康保険組合に対する国庫補助の増額を図ること。

第三五八号 昭和四十七年二月十日受理
民生委員及び児童委員の増員等に関する請願

請願者 青森市新町二丁目県社会福祉会館
内青森県民生児童委員協議会内
工藤文蔵外十二名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願(第三八二号)

一、外地戦没者の遺骨並びに遺留品の収集に関する請願(第四〇三号)

一、グアム島における旧日本兵生存者の救出並びに遺骨収集に関する請願(第四一三三号)

第三八二号 昭和四十七年二月十六日受理

リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚四ノ二ノ一二
浅川金六外九名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第四〇三号 昭和四十七年二月十七日受理

外地戦没者の遺骨並びに遺留品の収集に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
清水 清

紹介議員 小山邦太郎君

全国八百万の戦没者遺族の悲願である遺骨ならびに遺留品収集を一日早く促進し、遺族の手もとに届くよう特別な措置を講ぜられたい。

理由 旧戦跡の南方諸島をはじめとして、各地には、若き日の夢も希望も砲煙弾雨の中に散華して、短い生涯を終わつた戦没者が悲しく眠っている。政府は、遺骨収集計画に熱意を示さず、遺族会の収骨計画に対しても非協力的現況である。このことは、全国の遺族をはじめ、国民感情のうえからもまことに遺憾にたえない。

第四一三三号 昭和四十七年二月十七日受理

グアム島における旧日本兵生存者の救出並びに遺骨収集に関する請願

請願者 東京都中野区新井三ノ一〇ノ六ノ一五グアム島戦友会事務局内
吉田重紀

紹介議員 山下 春江君

グアム島の旧日本兵生存者の救出並びに遺骨収集

に關し、左記の措置を講ぜられたい。

一、グアム島密林内で生活した経験をもつグアム島戦友会員で編成する救出隊を派遣すること。

二、昭和四十七年度以降も引き続き遺骨収集を行なうこと。

三、米國政府及びグアム島現地政府に対し、従来どおり生存者の救出につき協力等の方途を講ぜられるよう交渉すること。

理由

昭和四十七年度以降は遺骨収集について、グアム島のみを除外することであるが、グアム島密林内には、いまだ多数の戦死者の御霊が眠っており、生存者についても横井氏の帰還、現地警察官の熱心執りな捜索の事実及び国会における証言等を勘案すると生存者皆無ないし遺骨収集完了との決定があるならば遺憾に堪えない。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、外地戦没者の遺骨並びに遺留品の収集に関する請願(第四三三三号)

一、結核対策の拡充強化に関する請願(第四四四四号)

第四三三三号 昭和四十七年二月十八日受理

外地戦没者の遺骨並びに遺留品の収集に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内
母袋忠右衛門

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第四四四四号 昭和四十七年二月十九日受理

結核対策の拡充強化に関する請願(百七十八通)

請願者 大分市大字丹川三六四 大原フサ子外八百九十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

三月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「標示」を「表示及び広告」に、「第五章検査」を「第五章の二 指定検査機関」に改める。

第二条第八項中「貯蔵し」の下に「運搬し」を加え、同条第六項を削る。

第四条第二号中「又は」を「若しくは」に、「附着しているもの」を「附着し、又はこれらの疑いがあるもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 厚生大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康をそこなうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、食品衛生調査会の意見をきいて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

第五条第二項中「及び機器」の下に「並びに省令で定めるこれらの製品」を加え、「又は機器」を「若しくは製品又はこれらの製品」に改め、「及び」とさつ年月」を削る。

第六条中「厚生大臣が」の下に「食品衛生調査会の意見をきいて」を加える。

「第四章 標示」を「第四章 表示及び広告」に改める。

第十一条第一項中「の標示」を「に關する表示」に改め、同条第二項中「標示」を「表示」に改める。

第十二条中「虚偽の標示その他の標示」を「虚偽の又は誇大な表示又は広告」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 第七条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従ひ厚生大臣又は都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者の行なう検査を受け、これに合格したものととして厚生省令で定める表示が附されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

生産地の事情からみて次に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあるものとして政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者は、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行なう検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

一 第四条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二 第六条に規定する食品

三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

五 第九条に規定する器具又は容器包装

六 第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第一項又は前項の検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、厚生大臣の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、都道府県知事の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該都道府県の、厚生大臣が指定した者の行なう検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚

生大臣が指定した者の収入とする。

前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の検査並びに当該検査に合格した場合の措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項及び第二項の検査の結果については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第十五条 都道府県知事は、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前条第二項第一号又は第三号から第六号までに掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するものを発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従ひ、その者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は厚生大臣が指定した者の行なう検査を受けるべきことを命ずることができ

る。

厚生大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前条第二項各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するものを製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行なう検査を受けるべきことを命ずることができ

る。

第一項又は前項の命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

前項の通知であつて厚生大臣が指定した者がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生大臣を経由してするものとする。

第一項又は第二項の検査を受けようとする者は、政令で定める額をこえない範囲内において検査に要する実費の額を考慮して、都道府県知事又は厚生大臣の行なう検査にあつては都道府県知事又は厚生大臣が定める額の、厚生大臣が指定した者の行なう検査にあつては当該検査を行なう者が厚生大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

前条第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の検査について準用する。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

第十八条第一項中「第十四条第一項の規定による製品検査」を「第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の検査(以下「製品検査」という。)に改める。

第十九条の二を第十九条の十七とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 指定検査機関

第十九条の二 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定は、製品検査を行なうとする者の申請により行なう。

第十九条の三 次の各号の一に該当する者は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第十九条の十の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

第十九条の四 厚生大臣は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 食品衛生に關する試験を行なつてゐる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 厚生省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、厚生省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が製品検査を実施し、その数が厚生省令で定める数以上であること。

三 製品検査の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

四 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行なつてゐる場合にはその業務の内容が製品検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十九条の五 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)は、製品検査を行なう検査施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣に届け出なければならない。

第十九条の六 指定検査機関は、製品検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、第一項の認可をした業務規程が

製品検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十九条の七 指定検査機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、製品検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十九条の八 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第十九条の九 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十九条の十 厚生大臣は、指定検査機関の役員又は第十九条の四第二号に規定する者がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

第十九条の十一 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条の十二 厚生大臣は、指定検査機関が第十九条の四第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の十三 厚生大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて製品検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。
二 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第十九条の四第一号に適合しなくなつたとき。

四 第十九条の六第一項の認可を受けた業務規程によらないで製品検査を行つたとき。

五 第十九条の六第三項、第十九条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けたとき。

第十九条の十四 指定検査機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、製品検査に關し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条の十五 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定をしたとき。
二 第十九条の五の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の七の許可をしたとき。
四 第十九条の十三の規定により指定を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

第十九条の十六 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、指定検査機関の事務所若しくは検査施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十九条の十七 前条の規定は、前項の場合に準用する。

第二十條の前の一條を加える。
第十九条の十八 厚生大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に關し必要な基準を定めることができる。

都道府県知事は、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に關し必要な基準を定めることができる。

営業者は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第二十二條中「乃至第六條」を「第五條、第六條」に改める。

第二十三條中「第十六條若しくは第十九條の二第一項」を「第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第三項、第十九條の十七第一項若しくは第十九條の十八第三項」に改める。

第二十五條第二項中「五十人」を「四十人」に改め、同條第四項中「關係行政庁の官吏又は吏員、食品、添加物、器具又は容器包装に關する事業に従事する者及び」を削り、同條第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

食品衛生調査会は、前項に規定する事項に關し、厚生大臣に意見を述べることができる。

第二十六條第一号、第二号及び第四号中「第二項」を「第三項」に改める。
第二十九條第二項中「第十六條」を「第十四條第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

第四條及び第七條の規定は、洗淨剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗淨の用に供されるものについて準用する。
第二十九條の二中「第十九條の二」を「第十九條の十七」に改める。

第三十條第一項中「第四條（第二十九條第一項）の下に「及び第二項」を加え、「又は第六條」を「若しくは第六條」に、「違反した者」を「違反し、又は第四條の二の規定による禁止に違反した者」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十條の二第一項中「第七條第二項（第二十九條第一項）の下に「及び第二項」を加え、「第九條（第二十九條第一項及び第二項）を「第九條（第二十九條第一項及び第三項）に、「三万円」を「十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三十條の三 第十九條の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年

以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
第三十一條中「五万円」を「三万円」に改め、同條第一号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第十六條」を「第十四條第一項」に、「又は第二十七條第一項」を「第十四條第二項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十五條第三項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七條第一項」に改め、同條第二号及び第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

第三十二條中「五千元」を「三万円」に改め、同條第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同條第三号中「第十六條の二」を「第十六條」に、「第十九條の二第六項」を「第十九條の十七第六項」に改める。

第三十二條の二中「第十九條の二第三項」を「第十九條の十七第三項」に、「から第三十一條まで」を「第三十條の二又は第三十一條」に改め、同條を第三十二條の三とし、同條の前に次の一條を加える。

第三十二條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の七の許可を受けないで製品検査の業務の全部を廃止したとき。
二 第十九條の十四の規定に違反して同條に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 第十九條の十六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十九條の十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十三條中「から第三十二條まで」を「第三十條の二、第三十一條又は第三十二條」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日を

1

経過した日から施行する。

2 改正前の第十四条第一項の規定により行なわれた検査は、改正後の同項の規定により行なわれた検査とみなす。

3 食品衛生調査会の委員の数については、昭和四十九年二月二十八日までの間は、改正後の第二十五条第三項中「四十人」とあるのは、「四十六人」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

第一条中「対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図る」を「関し、国家補償の精神に基づき、必要な援護を行なう」に改める。

第二条を次のように改める。

（援護手当の支給）

第二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、援護手当を支給する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）以下「原子爆弾被爆者医療法」という。第八条第一項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの

二 原子爆弾被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する特別被爆者（以下単に「特別被爆者」という。）であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかつているもの（前号に掲げる者を除く。）

2 前項各号に掲げる者は、援護手当を受けようとするときは、当該各号に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 援護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、第一項第一号に掲げる者にあつては三万円、同項第二号に掲げる者にあつては一万円とする。

4 援護手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、当該認定に係る第一項第一号又は第二号に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条第二項」を「前条第二項」に、「同条第一項」を「同条第一項各号」に改め、「前条第二項に規定する所得税の額」を削り、同条第二項中「特別手当」を「援護手当」に改め、同条を第三条とする。

第五条及び第六条を削る。

第七條中「同法第七條第一項」の下に「又は第二項」を、「期間について」の下に「月額一萬五千元を限度として」を加え、同条を第四条とする。

第八条を削る。

第九条第一項本文中「期間について」の下に

「月額三万円を限度として」を加え、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の十二条を加える。

（障害年金の支給）

第六条 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかつた被爆者が昭和四十八年一月一日（その日において当該負傷又は疾病がおつていない者については、当該負傷又は疾病がおつた日）において当該負傷又は疾病により政令で定める程度の廃疾の状態にある場合においては、その者に、その廃疾の程度に応じ、年額三十万円をこえない範囲内において、政令の定めるところにより、障害年金を支給する。ただし、その者が同日において日本国民でないときは、この限りでない。

（障害年金を受ける権利の裁定）

第七条 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（障害年金の額の改定）

第八条 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経て、その程度に応じ、当該障害年金の額を改定する。

2 廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。

（障害年金を受ける権利の消滅）

第八条の二 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 日本国民でなくなつたとき。

三 厚生大臣によつて第六条の政令で定める程度の廃疾の状態がなくなつたと認定されるとき。

2 厚生大臣は、前項第三号の認定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経なければならない。

（障害年金の支給停止）

第八条の三 障害年金は、受給権者が監獄、労働場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁され、又は収容されているときは、当該拘禁され、又は収容されている期間、その支給を停止する。

（障害年金と増加恩給等との調整）

第八条の四 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の廃疾に關し、他の法令により増加恩給その他障害年金に相当する給付（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に規定する障害補償年金を除く。）を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

（障害年金を受ける権利の受継）

第八条の五 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金でその者の死亡前に支給していなものがあつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（受給権の調査）

第八条の六 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、その廃疾の状態その他必要な事項に關し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問をさせることができる。

2 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について廃疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異議申立期間)

第八條の七 障害年金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四十五條の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八條の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四條第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)

第八條の八 厚生大臣は、前条第一項の異議申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見をきかなければならない。

(時効の中断)

第八條の九 第八條の七第一項の異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第八條の十 障害年金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九條の二 中「政令の定めるところにより、葬祭料」を「葬祭料として、五万円」に改め、同条を第九條とする。

第十條第一項中「特別手当、健康管理手当」を「援護手当」に改め、同条第二項中「介護手当に係るものを除く。」を削り、同条第三項を削る。

第十一條第一項中「特別手当、健康管理手当」

を「援護手当」に、「特別手当等」を「援護手当等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、偽りその他不正の手段により障害年金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第十二條中「特別手当等」を「援護手当等又は障害年金」に改める。

第十三條中「特別手当等」を「援護手当等又は障害年金」に改める。

第十四條中「第二條第一項又は第五條第一項に規定する者」を「第二條第一項各号に掲げる者又は第六條に規定する者」に改める。

第十四條の次に次の三條を加える。

(原子爆弾被爆者保護施設)

第十四條の二 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高齢者又は小頭症である特別被爆者その他保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする特別被爆者を収容し、その保護を行なう施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十四條の三 都道府県は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第十四條の四 第二條第一項の規定により援護手当の支給を受けている特別被爆者及びその

介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定める。

第十六條中「特別手当等」を「援護手当等」に改める。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第二條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第一條中「かんがみ」の下に「国家補償の精神に基づき」を加え、「健康診断」を「健康管理」に改め、「により、その健康の保持及び向上をはかること」を削る。

第二條に次の一号を加える。

五 前四号に掲げる者のほか、当該各号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した後に生まれた当該各号に掲げる者の子女は係

第七條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の場合のほか、第二條第五号に掲げる者で、原子爆弾の放射能の影響によつて生じた疑いがあるものとして厚生省令で定める疾病にかかり、現に医療を要するものに對し、必要な医療の給付を行なう。ただし、原子爆弾の放射能の影響によつて生じたものでないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八條第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「起因する旨」の下に「(同条第二項の規定による給付を受けようとする者にあつては、同項の厚生省令で定める疾病にかかつていない旨)」を加え、同条第二項本文中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改め、同項ただし書を削る。

第九條第五項及び第十一條第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四條第一項中「第七條第二項」を「第七條第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項又は第二項」に改める。

第十四條の二第二項本文中「以下「特別被爆者」を「第二條第五号に掲げる者で、原子爆弾の放射能の影響によつて生じた疑いがあるものとして第七條第二項の厚生省令で定める疾病にかかつていないものを含むものとし、以下「特別被爆者」に、「第七條第二項」を「第七條第一項又は第二項」に、「第七條第二項各号」を「第七條第三項各号」に改め、同項ただし書中「(昭和三十四年法律第九十八号)の下に」(以下この項及び第五項において「社会保険各法」と総称する。))を加え、「国民健康保険法」を「社会保険各法」に、「当該療養の給付に關する同法の規定による一部負担金」を「法令の規定による当該医療の給付に關する一部負担金」に改め、同条第五項中「国民健康保険の被保険者」を「社会保険各法の被保険者等」に、「国民健康保険法による療養取扱機関」を「社会保険各法による医療に關する給付を担当する機関」に、「同法第四十二條第一項」を「当該社会保険各法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会

第十五條第一項中「被爆者の医療等」を「この法律及び原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)の施行」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

を「原子爆弾被爆者援護審議会」

会」に改め、同条第二項中「被爆者の医療等に
関する事項」を「前項に規定する事項」に改め
る。

第二十四条中「第七条第二項」を「第七条第
三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行
する。

(経過措置)

2 この法律による改正前の原子爆弾被爆者に対
する特別措置に関する法律(以下「旧法」とい
う。)(第二条第二項又は第五条第二項の規定によ
り受けた認定は、この法律による改正後の原子
爆弾被爆者援護法第二条第二項の規定により受
けた認定とみなす。

3 旧法第二条第二項又は第五条第二項の規定に
より認定を受けた者に係る昭和四十七年九月以
前の月分の特別手当又は健康管理手当について
は、旧法の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和四十七年九月三十日以前の死亡に係る葬
祭料の支給については、なお従前の例による。

5 昭和四十七年九月三十日以前に受けた介護に
係る介護手当の支給及び介護手当の支給に係る
事務の処理に要する費用については、なお従前
の例による。

6 この法律の施行前に改正前の原子爆弾被爆者
の医療等に関する法律第十四条の二に規定する
特別被爆者が受けた医療に係る同条の規定によ
る一般疾病医療費の支給については、なお従前
の例による。

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の
一部を次のように改正する。

第十条第八号の四を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一
号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十
三年法律第五十三号)の定めるところによ
り障害年金を受ける権利を裁定すること。

第九条第三号の二中「原子爆弾被爆者に対す
る特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第
五十三号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め
る。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療
審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議
会(厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者
の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者援護
法の施行に関する重要事項を調査審議すること
と。」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
9 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年
法律第二百七号)の一部を次のように改正す
る。

第十五条の二中「法律第七十三号」の下に
「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法
律第五十三号)」を加える。

(国民年金法の一部改正)

10 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)
の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法
律第五十三号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号中「支給事由とする給付」
の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を
加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

11 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三
十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加え
る。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十

三年法律第五十三号)に基づく年金たる給
付

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約二百
六十六億一千五百四十六万円の見込みである。
(平年度約五
百三十二億三千九百九十二万円)

ハ ニシ 予測 不測

二〇 四 いういった こういった

三 一 七 なぬ ならぬ

元 四 終わり ぐういう どういう

五 一 一七 一七 といいう という

三 一 一〇 四八十円 四十八円

ク 終わり 以も 何も

六 開いた 聞いた

第五号中正誤

ハ 段行 誤 証人 証人

三 一 二 円生川村 丹生川村

ク 三 五 主眠 主眠

二 一 五 重症心身児 重症心身児

三 一 九 八 いうよな いうよな

三 二 七 ちよと ちよと

第六号中正誤

ハ 段行 誤 管理美容師制度 管理美容師制

五 二 二 管理美容師制度 度

ハ 二 六 すとれる とれる

ク 二 〇 水量 大量

第六十八回国会社会労働委員会会議録第二号中
正誤

ハ 段行 誤 学働大臣 労働大臣

昭和四十七年三月二十七日印刷

昭和四十七年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局